【応急対策】

基本方針

- 1 市の初動体制を確立する
- 2 早期の救出救助体制及びの受援体制の確立を図る

基本方針 1 市の初動体制を確立する

1 災害対策本部

- □ 対策内容と役割分担
 - 1 時系列

【災害対策本部等の初動態勢等】

機	発災	1h 2	24h	72h
機 関 名	初動態勢	応急対策		復旧対策期
多摩市災害対策本部	○非常配備態勢の発布○本部の設置○情報収集○本部長・本部員○職員の参集○○○毎毎毎毎毎毎毎毎毎毎毎毎毎毎毎毎毎毎毎毎毎毎毎毎毎毎毎毎毎毎毎毎毎毎毎毎毎毎毎毎毎毎毎毎毎毎毎毎毎毎毎毎毎毎毎毎毎毎毎毎毎毎毎毎毎毎毎毎毎毎毎毎毎毎毎毎毎毎毎毎毎毎毎毎毎毎毎毎毎毎毎毎毎毎毎毎毎毎毎毎毎毎毎毎毎毎毎毎毎毎毎毎毎毎毎毎毎毎毎毎毎毎毎毎毎毎毎毎毎毎毎毎毎毎毎毎毎毎毎毎毎毎毎毎毎毎毎毎毎毎毎毎毎毎毎毎毎毎毎毎毎毎毎毎毎毎毎毎毎毎毎毎毎毎毎毎毎毎毎毎毎毎毎毎毎毎毎毎毎毎毎毎毎<td>の参集 1回災害対策本部会 〇 自衛隊等 〇 〇 災害応援協定</td><td>議(以後、適宜関 への災害派遣要 報道発表(以後 締結機関等への 助法の適用申請</td><td>請 , 適宜発表) 応援要請</td>	の参集 1回災害対策本部会 〇 自衛隊等 〇 〇 災害応援協定	議(以後、適宜関 への災害派遣要 報道発表(以後 締結機関等への 助法の適用申請	請 , 適宜発表) 応援要請

2 災害対策本部の立ち上げ

多摩市災害対策本部条例、同条例施行規則及び多摩市災害対策本部運営要綱に基づき、非常配備態勢を発令し、多摩市災害対策本部(以下この章において「災害対策本部」という)を立ち上げる。

3 災害対策本部

大規模な地震が発生した場合には、非常配備態勢を発令し、災害対策本部を設置するとともに、市、その他防災機関は、迅速な初動態勢により応急活動を開始する。

- (1) 災害対策本部の設置
 - 市長は、多摩市の地域において大規模な災害が発生し、または発生するおそれがある場合には、非常配備態勢を発令し、災害対策本部を設置する。

- 副市長、教育長及び下水道事業管理者は、必要があると認めたときは、市長 に非常配備態勢の発令及び災害対策本部の設置を具申することができる。
- 各部長は、必要があると認めたときは、総務部長に非常配備態勢の発令及び 災害対策本部の設置を要請することができる。
- 総務部長は、要請があった場合、又は、自ら必要があると認めたときは、副 市長、教育長及び下水道事業管理者と協議し、市長に具申する。
- 災害対策本部は、市役所本庁舎2階防災対策室に設置する。ただし、本部長が設置し難い状況にあると判断した場合については、東庁舎、西会議室又は総合福祉センターに設置する。
- 災害対策本部の組織及び運営は、災害対策基本法、多摩市災害対策本部条例、 同条例施行規則及び多摩市災害対策本部運営要綱により定める。

(2) 設置の通知等

- 総務部長は、災害対策本部が設置された場合には、東京都知事に通報すると ともに、次に掲げる者のうち必要と認めた者に災害対策本部の設置を通知する。 市の各部長、警視庁多摩中央警察署長、東京消防庁多摩消防署長、多摩市消 防団長、防災関係機関、市民、隣接市長、防災会議委員
- 企画政策部長は、災害対策本部が設置された場合には、報道機関に発表する。
- 各部長は、通知を受けたときは所属職員に周知徹底する。
- 災害対策本部が設置された場合は、庁舎入口に「多摩市災害対策本部」の掲示板を掲出する。

(3) 災害対策本部の廃止

- 本部長は、多摩市の地域について災害が発生するおそれが解消したと認めた時、または災害応急対策がおおむね完了したと認めた時は、災害対策本部を廃止する。
- 災害対策本部の廃止の通知等は、災害対策本部の設置の通知等に準じて処理 する。

4 災害対策本部の組織

(1) 災害対策本部の組織

	構成員	職務	
本部長	市長	災害対策本部の事務を統括し、多摩市 災害対策本部の職員を指揮監督する。	
副本部長	副市長 教育長 下水道事業管理者	本部長を補佐し、本部長に事故がある時は、その職務を代理する。	
本部員	総務部長 企画政策部長 市民経済部長 くらしと文化部長 子ども青少年部長	本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。	

構成員	職務
健康福祉部長 都市整備部長 環境部長 教育部長 教育部長 議会事務局長 監査委員事務局長 参事等部長相当職にある者 多摩市消防団長 多摩消防署長又はその指名する者 総務部防災安全課長 その他本部長が必要と認める者	部長は、本部長の命を受け、部(対策部)の事務を掌理する。

- 災害対策本部は、本部長室及び対策部で構成し、必要により現地災害対策本部 を加えて構成する。
- 本部長室は、本部長、副本部長及び本部員で構成する。
- 本部長は、災害応急対策のため必要があると認めたときは、現地災害対策本部 を設置する。

<災害対策本部の組織図>



※ 現地本部

本部長は、必要があると認めるときは、現地本部を設置する。

※ 防災会議

市町村に、当該市町村の地域に係る地域防災計画を作成し、及びその実施を推進するほか、市町村長の諮問に応じて当該市町村の地域に係る防災に関する重要事項を審議するため、市町村防災会議を置く。

(2) 本部長の代理等

本部長に事故等がある時、代理順位は副市長を教育長より優先する。その職務を代理する順序は、次のとおりとする。

- 第1位 総務部に関する事務を所掌する副市長
- 第2位 総務部に関する事務を所掌する副市長以外の副市長
- 第3位 教育長
- 第4位 下水道事業管理者

第5位 総務部長

本部長及び副本部長並びに総務部長より先に本部員が参集した場合には、次の代行順位に基づき、災害対策本部と同等の活動を行う。

なお、職務代行時に上位の職務代行者が参集等した場合には、実施した職務内容 を報告し交代する。

順位	代行者	備考
1	企画政策部長	
2	市民経済部長	
	くらしと文化部長、子ども青少年部長、健康福祉	
3	部長、都市整備部長、環境部長、教育部長、議会	先着した部長が代行者となる。
	事務局長	

(3) 本部長室の所掌事務

本部長室は、各対策部及び現地災害対策本部の災害対応の進行管理を行うとともに、次の各号について本部の基本方針を審議決定する。

- 非常配備態勢の発令及び解除に関すること。
- 重要な災害情報の収集及び伝達に関すること。
- 避難指示に関すること。
- 国、都、他市町村及び防災関係機関に対する応援の要請に関すること。
- 災害救助法の適用申請に関すること。
- 災害対策に要する経費の処理方法に関すること。
- 前各号に掲げるもののほか、重要な災害対策に関すること。

5 災害対策本部の運営

(1) 本部長室の開設

- 本部長は、災害対策本部を設置したときは構成員を招集し、本部長室の会議 (以下、「本部会議」という。)を開催する。その後は、定期に本部会議を開催 する。
- 本部長は、次のときには、本部長室において臨時に本部会議を開催する。な お、関係のある構成員のみを招集して、開催することもできる。
 - 本部長室の所掌事務を審議決定するとき
 - 災害対応に大きな進展があったとき
 - 現地災害対策本部を設置するとき
 - 副本部長又は本部員から要請があり、本部長が必要と認めたとき
 - その他本部長が必要と認めたとき
- 本部長は、必要があると認めたときは本部長室に構成員以外の者の出席を求める。

(2) 本部長室の議事

本部長室に付議する事項は、次のとおりとする。

○ 本部長室の所掌事務

- 複数の対策部間の調整が必要で、かつ、重要な事項
- 各対策部の災害対応の報告事項
- 現地災害対策本部の災害対応の報告事項
- その他本部長が必要と認めた事項

統括対策部長は、本部長室に付議された事項が複数の対策部に係る場合には、当該事項の総合調整を行う。

(3) 付議手続き

- 各対策部長は、付議する事項を事前に統括対策部長と協議する。なお、報告 事項にあっては、この限りではない。
- 本部会議への付議にあたっては、文書、写真、図面等の掲示に努め、分かり やすく、各対策部長との情報共有が図りやすいものに努める。

(4) 本部長室の情報の処理

- 各対策部長は、本部会議で審議決定された事項や報告事項を必要により関係 する機関や団体に連絡する。
- 各対策部長は、本部会議で審議決定された事項や報告事項を所属職員に連絡 する。
- 統括対策部長は、適官最新の情報を本部長室に掲示するものとする。
- 統括対策部長は、必要により本部会議で審議決定された事項や報告事項を庁 内放送する。
- 統括対策部長は、必要により本部会議で審議決定された事項や報告事項を東京都、隣接市、自衛隊等に連絡するものとする。

(5) 本部の財務

各対策部の分掌事務の遂行に要する費用が不足する場合は補正予算をもって措置する。ただし、補正のいとまがないときは、予備費により措置する。

総務部長は、前段の予算措置をとる必要があるときは、事前に企画政策部長と協議し、本部長室に付議するものとする。

(6) 災害対策本部への派遣員

- 本部長は、必要により次に揚げる機関に職員の派遣を要請する。
 - · 指定地方行政機関
 - · 陸上自衛隊
 - ・ 東京都の機関
 - ・ 指定公共機関又は指定地方公共機関
 - ・その他必要な機関
- 本部長は、本部派遣員に対し、資料や情報の提供、その他必要な協力を求める。
- 本部長は、必要により本部派遣員に対し、本部会議への出席を求める。

(7) 災害対策本部と対策部との連絡員

- 各対策部長は、本部長室と対策部、対策部間の円滑な連絡調整を図るため、本 部連絡員を指名する。
- 本部連絡員は、災害対策本部において、所属する各対策部長の指揮下で、同対策部長を補佐する。

- 本部連絡員は、必要に応じて、所属する各対策部長とともに本部会議へ出席 する。
- 防災安全課長は、本部会議で審議決定した事項の細部を調整する必要がある ときには、関係する本部連絡員を集めて本部連絡員会議を開催する。
- 本部連絡員は、自己の対策部長及び統括対策部長の承諾を得て、退庁する。

6 現地災害対策本部

(1) 目的

震災による大規模事故現場における、複数の関係機関との円滑な連携を確保する ことを目的に設置する。

(2) 分掌事務等

機関名	対 策 内 容
現地策本部	 構成員 ① 現地災害対策本部長は、本部長が指名する副本部長または本部員とする。 ② 現地災害対策副本部長は、本部長が指名する本部員又は本部の職員とする。 ③ 現地災害対策本部員は、本部長が指名する者とする。 ④ 現地災害対策本部派遣員は、防災関係機関の長が指名する職員とする。 2 事務分掌 ① 被害及び復旧状況の情報分析に関すること ② 関係機関との連絡調整に関すること ③ 現場部隊の役割分担及び調整に関すること ④ 自衛隊の災害派遣に係る意見具申に関すること ⑤ 本部長の指示による応急対策の推進に関すること ⑥ その他現地災害対策本部長が必要と認めること 3 設置場所 災害現場又は災害現場付近の市が管理する施設等

2 対策部

1 各対策部の組織図

本部員	対策部名	構成課	
本部長	統括対策部	防災安全課、元防災安全課職員のうち事前に 指定した職員 総務契約課、人事課、文書法制課、オンブズマ ン事務局	
副 本 部 長 副市長 教育長	市民情報対策部	企画課、秘書広報課、財政課、情報政策課、行政管理課	
下水道事業管理者	住民対策部	課税課、市民課、納税課、経済観光課コミュニティ・生活課、平和・人権課、文化・	
本部員総務部長	食糧物資調達対策部	生涯学習推進課、学校給食センター、会計課、監査委員事務局、選挙管理委員会事務局	
応務部長 企画政策部長 市民経済部長 くらしと文化部長	福祉医療対策部	福祉総務課、生活福祉課、健康推進課、保険年 金課、高齢支援課、介護保険課、障害福祉課、 健幸まちづくり推進室	
子ども青少年部長		災害医療コーディネーター	
健康福祉部長 都市整備部長	子ども対策部	子育て支援課、子ども家庭支援センター、児童 青少年課	
環境部長 教育部長	復旧復興・給水対策部	都市計画課、道路交通課、下水道課、施設保全課	
議会事務局長 監査委員事務局長	清掃対策部	環境政策課、公園緑地課、ごみ対策課	
参事等部長相当職にある者 多摩市消防団長 多摩消防署長又はその指名 する者	避難所施設対策部	教育振興課、永山公民館、関戸公民館、図書館、 学校支援課、教育指導課、教育センター、スポ ーツ振興課	
その他本部長が必要と認め る者 防災安全課長	議会対策部	議会事務局	

2 各対策部長の役割

- 対策部長として、担当部の職員を指揮監督すること。
- 本部会議の構成員として、本部長を補佐すること。
- 本部長、副本部長が不在又は事故があるとき、本部長、副本部長の職務を代行すること。
- 対策部長は、予め非常配備態勢時の職員の動員表及び活動要領を定め、所属職員 に対し、周知徹底させておかなければならない。

- 対策部長は、前段に規定する動員表及び処理要領を定め、又は変更したときは統括対策部長に報告するものとする。
- 対策部長は、事前に又は、臨時的に対策部内を班編成し、災害対応能力の向上を 図ることができる。
- 対策部長は、班編成を行った場合は、課長職相当以上の者を班長に指定する。
- 対策部長は、対策部長が不在の際の指示・命令をする者の代行順位を、あらかじめ定めておかなければならない。
- 対策部長は、対策部における本部連絡員を指名する。

3 各対策部の役割

(1) 前提

- 発災後の時間経過に応じて各対策部の業務量が変化する。
- 応援を受ける対策部は、応援職員を円滑に運用するためには、手順書やフローシートなどの整備が必要である。
- 業務内容によっては、通常の行政事務に深く関係する分野がある。

(2) 共通事項

- 各対策部は、相互に連携、協力し活動する。
- 各対策部は、統括対策部の調整により相互に応援を行う。
- 各対策部は、発災直後から災害情報の収集に努める。
- 各施設管理者は、発災時において、施設利用者の安全確保を行う。
- 各施設管理者は、発災直後において、速やかに人的被害、建物被害を確認し、 本部に報告するとともに、必要な措置を行う。なお、本部への報告は、通常の 行政組織に従った系列で報告する。
- 各施設管理者は、発災後、来館者の安全を確保した後、施設の閉鎖を行なうとともに、防災上特別な用途に指定されている施設(避難所や一時滞在施設)は、その任務が円滑に実施できるよう、初動任務の遂行にあたる。
- 市内の被害状況、避難所の開設状況等、東京都災害情報システム(DIS)に入力可能な情報は、指揮系統に基づく報告と併せて、システム(DIS)に入力を行う。
- 専門的な技能を有する職員(建築・土木・保健等)を班編成等して、一括運用する。(職員リストや運用計画等の手順書が必要である。)

(3) 各対策部の事務分掌

名称	部長等	課名	役割
統括対策部	■担当部長総務部長	防災安全課、 その他 (元防災安全課職員 から事前に指定した 職員) 総務契約課、人事課、 大事課、 ズマン事務局	 本部長室及び本部会議の庶務に関すること。 応急対策における総合調整に関すること。 災害情報等の把握及び報告に関すること。 各対策部との連絡調整に関すること。 消防団に関すること。 避難指示等に関すること。 自衛隊、防災関係機関及び他自治体への応援要請に関すること。 災害対策本部職員の動員及び服務に関すること。 他の対策部に属さないこと。 他の対策部に属さないこと。 市本庁舎の点検整備及び復旧に関すること。 一時滞在施設の統括管理に関すること。 現金の出納及び保管に関すること。 現金の出納及び保管に関すること。 近害対策本部職員の食料、飲料水及び生活物資の調達、配分に関すること。 災害の調査、記録及び集計に関すること。
市民情報対策部	■担当部長 企画政策部長 ■補佐 施設政策担当 部長 市民自治推進 担当部長	企画課、秘書広報課、 財政課、情報政策課、 行政管理課	 広報及び広聴に関すること。 報道機関との連絡調整に関すること。 被災者等の相談に関すること。 災害対策関係予算に関すること。 基幹情報システム及びネットワークの復旧に関すること。 復興計画に関すること。
住民対策部	■担当部長 市民経済部長	課税課、市民課、納税課、経済観光課、	 ・ 住家の被害認定調査に関すること。 ・ り災証明に関すること。 ・ 市民の安否確認及び確認結果の整理、記録に関すること。 ・ 中小企業等及び農業関係者の災害調査、支援対策等に関すること。

名称	部長等	課名	役割
食糧物資調達対策部	■担当部長 くらしと文化 部長 ■補佐 監査委員事務 局長	コミュニティ・生活課、平和・人権課、文化・生涯学習推進課、学校給食センター、会計課、監査委員事務局、選挙管理委員会事務局	 ・食料、飲料水(ペットボトル等)及び生活物資の調達、配分に関すること。 ・救援物資等の受入れ及び配分に関すること。 ・炊き出し(給食センターの運用を含む)に関すること。 ・多摩市国際交流センターとの外国人に関する情報連絡及び調整に関すること。 ・老人福祉館及びコミュニティ施設の対応に関すること。 ・ペットに関すること。 ・ 被災動物、逸走動物に関すること。 ・ 一時滞在施設の設置運営に関すること。
福祉医療対策部	■担当部長 健康福祉部長 ■補佐 保健医療政策 担当部長	▽福祉班 福祉総務課、生活福 祉課、高齢支援課、介 護保険課、障害福祉 課、健幸まちづくり 推進室	 ・ 日本赤十字社との連絡調整に関すること ・ ボランティアに関すること。 ・ 社会福祉協議会及び災害ボランティアセンターとの調整に関すること ・ 要配慮者対策に関すること。 ・ 遺体の身元確認、収容及び埋葬に関すること。 ・ 義援金品に関すること。 ・ 災害弔慰金、災害援護資金及び災害見舞金に関すること。

名称	部長等	課名	役割
		▽医療班 健康推進課、保険年 金課、災害医療コー ディネーター	 医療救護活動拠点の開設及び運営に関する 災害医療コーディネーターとの連絡調整に関すること。 D-MAT等との連絡調整に関すること。 負傷者等の搬送体制への応援要請に関すること。 保健所、医師会、歯科医会、整復師会及び薬剤師会との連絡調整に関すること。 災害拠点病院等医療施設との連絡調整に関すること。 緊急医療救護所及び救護所に関すること。 応急医療器具及び医薬品の調達、搬送に関すること。 乳幼児及び妊産婦への対応に関すること。 救護状況の調査及び報告に関すること。 保健、防疫及び消毒に関すること。 保健師の活動に関すること。 保健師の活動に関すること。 保健師の活動に関すること。 その他、健康相談に関すること。
子ども対策部	■担当部長 子ども青少年 部長	子育て支援課、子ど も家庭支援センタ 一、児童青少年課、多 摩保育園	・ 市立保育園、学童クラブ及び児童館を利用する児童 生徒の避難、救護及び引渡しに関すること。 ・ 私立幼稚園及び私立保育園並び認定こども園等と の連絡調整に関すること。
復旧復興・給水対策部	■担当部長 都市整備部長	都市計画課、道路交 通課、下水道課、施設 保全課	 ・ 応急危険度判定に関すること。 ・ 倒壊家屋等の解体に関すること。 ・ 道路、橋りょう及び下水道施設等の点検整備及び災害復旧に関すること。 ・ 応急給水に関すること。 ・ 必要な労務、資器材の調達、確保及び供給に関すること。 ・ 公共施設の災害復旧に関すること。 ・ 応急仮設住宅の設営に関すること。 ・ 応急仮設住宅の設営に関すること。 ・ 水防活動の技術的指導に関すること。 ・ 復興計画に関すること。

名称	部長等	課名	役割		
清掃対策部	■担当部長 環境部長	環境政策課、公園緑地課、ごみ対策課	 ごみ、がれき、し尿処理に関すること。 倒壊家屋等の処理に関すること。 災害用トイレの調達及び設置に関すること。 公園、緑地等の点検整備及び災害復旧に関すること。 と。 放射能の環境測定に関すること。 		
避難所施設対策部	■担当部長 教育部長 ■補佐 教育部参事	教育振興課、永山公 民館、関戸公民館、図 書館、学校支援課、教 育指導課、教育セン ター、スポーツ振興 課	 ・ 児童生徒の避難、救護及び引渡しに関すること。 ・ 避難所の設置及び運営に関すること。 ・ 避難場所の運用に関すること。 ・ 一時滞在施設の設置運営に関すること。 ・ 学用品の調達及び供給に関すること。 ・ その他、児童生徒及び教職員に関すること。 		
議会対策部	■担当部長 議会事務局長	議会事務局	・ 議員との連絡調整に関すること。		
市立小中学校の職員			 ・ 勤務校にて活動するものとするが、その内容は職場で定めてある計画による。 ・ 避難所の設置及び運営に関すること。 ※ 学校用務員(正規職員)は、学校の状況を熟知していることから、市内各校における避難所運営に関し、指導、助言を行うこと。 		
派遣職員(総合事務組合、東京都等)			・ 勤務場所にて活動するものとするが、その内容は職場で定めてある計画による。		

※ 統括対策部は、対策部からの要請に基づき、対策部間の大規模な職員の応援に関する 調整を行う。

4 市職員の配備態勢

(1) 非常配備態勢

- 市長は、災害が発生した場合は、次のとおり必要な非常配備態勢を発令する。
- 非常配備態勢が発令された場合には、対象となる職員は、速やかに所要の配置及び必要な措置を行う。
- 夜間、休日等の勤務時間外に地震が発生し、市域に(2)震災非常配備態勢 に掲げる震度階が観測された場合には、市長が非常配備態勢を発令したものと し、対象者は速やかに参集を行う。
- 対象者は、各勤務場所に参集し、参集状況を対策部長に報告する。

- ただし、事前に参集場所を指定されている場合には、指定場所に参集する。
- 対象者は、参集途上において災害情報の収集に努め、参集場所に到着後、速 やかに報告する。
- 参集後直に各対策部長の指揮下に入り、応急対策に対処するものとするが、 災害の状況とそれに対する応急措置状況及び各対策部の参集人員等に応じて、 本部長の指令により他の部の応援に入る。
- (2) 震災非常配備態勢(首都直下地震、南海トラフ地震・噴火・大規模事故等)

	時期	対象	態勢
警戒配備態勢	市域に震度 4 の地震が発生した場合又はその他の状況により、本部長が必要と認めたとき	○ 防災安全課職員	市内の被害状況について、情報収集を行い必要な措置を講ずる。
第1非常配備態勢	市域に震度5弱の地震が 発生した場合又はその他の 状況により、本部長が必要と 認めたとき	○ 本部長、副本部長及び本部員○ 防災安全課職員○ 元防災安全課職員から、事前に 指定した職員○ 一部職員(約4割)	被害の拡大を防ぐた めに必要な対応を開 始する。
第2非常配備態勢	市域に震度5強の地震が 発生した場合又はその他の 状況により、本部長が必要と 認めたとき	○ 本部長、副本部長及び本部員○ 防災安全課職員○ 元防災消防担当職員○ 元防災安全課職員から、事前に指定した職員○ 一部職員(約7割)	第1非常配備態勢を 強化する態勢とする。
第3非常配備態勢	市域に震度6弱以上の地震が発生した場合又はその他の状況により、本部長が必要と認めたとき	○ 本部長、副本部長及び本部員○ 防災安全課職員○ 元防災消防担当職員○ 元防災安全課職員から、事前に指定した職員○ 全職員(約10割)	本部の全力をもって 対処する態勢とする。

(3) 非常配備態勢の特例

本部長は、災害の状況その他により必要があると認めたときは、特定の対策部に対してのみ非常配備態勢の発令し、または、特定の対策部に対し種別の異なる非常配備態勢を発令することができる。

(4) 非常配備態勢に基づく措置

各対策部長は、非常配備態勢が発令されたときは、動員表に基づき所属職員を所 定の部署に配置すること。

各対策部長は、非常配備態勢が発令されたときは、活動要領に基づき所属職員に 対して必要な指示をしなければならない。(事前の指示を含む)

(5) 非常配備態勢の対象除外の職員

次に掲げるいずれかに該当する者は、災害発生以降の動員対象から期間を指定して除外する。これに該当する者は、可能な限り速やかに所属長に連絡し、以後の指示を受ける。

想定する職員		基準	
	病気休暇中の職員	全て免除	
 多摩市職員の勤務時	妊娠出産休暇及び育児休 業中の職員	全て免除	
間、休日、休暇等に関	人士は四十四年していて	全部休業	すべて免除
する条例のうち	介護休暇を取得している 職員	一部休業	他に託せる状況ができる まで免除
	妊娠中の職員	本来業務の	勤務時間に間に合うよう参
	妊娠中の戦員	集する。本来業務の勤務時間のみ勤務	
	配慮者がいる職員で、他に	他に託せる状況ができるまで免除	
預けることができない耶			
家族が負傷し、他に面倒	到をみる者がいない職員 	他に託せる	<u>伏況ができるまで免除</u>
 自身が負傷した職員		療養が必要な場合は、その期間のみ免	
日分が良易した戦員		除。治癒後は参集する。	
自宅から火災が発生し、	又は周辺で火災が発生し	火災時は免除。火災が終息し、家族を避	
延焼するおそれがある耶	哉員	難所等に誘導後は参集する。	
自宅が半壊相当以上で、	職員本人が保護・保全し		
なければ、居住者及び見	財産の安全が確保できない	状況が改善するまで免除	
職員			
人乱左连左甲聯旦		本来業務の	勤務時間に間に合うよう参
会計年度任用職員		集する。本来業務の勤務時間のみ勤務。	

(6) 職員の配置

- 各対策部長は、非常配備態勢が発令された場合に備え、対象となる職員の名 簿(動員表)を作成するとともに、当該職員への連絡方法を定めておく。
- 各対策部長は、非常配備態勢が発令された場合には、直ちに次の処置をとら なければならない。
 - ・ 所属職員の掌握を行うこと。
 - ・職員を所定の部署に配置すること。
 - ・ 高次の非常配備態勢の移行に備えた措置を講ずること。
 - ・ 統括対策部長へ状況を報告する。
 - その他必要と認めたこと。
- 各対策部長は、所管する事務を円滑に処理するため、次の初動対応項目を定め、これを周知徹底させなければならない。
 - ・ 対策部内の指示・命令系統の確立

- 初動時の班編成(通信連絡班、参集受付班、資器材調達班など)
- 出先機関の被災状況の確認
- ・その他必要な事項

(7) 職員の服務

すべての職員は、非常配備態勢が発令された場合は、次の事項を遵守しなければならない。

- 常に災害に関する情報に注意すること。
- 災害対策本部及び各対策部の指示に従うこと。
- 通常業務を一時中止する(不急の行事、会議、出張等を中止する)こと。
- 正規の勤務時間が終了しても、上司の指示があるまで退庁しないこと。
- 勤務場所を離れる場合には、進んで上司と連絡をとり、常に所在を明らかに すること。
- 非常配備態勢が発令された時は、万難を排して速やかに参集すること。
- 自らの言葉によって住民に不安を与え、住民の誤解を招き、または本部の活動に支障をきたすことのないよう注意すること。
- 相互に連携協力すること。

5 防災関係機関等の活動態勢

(1) 責務

防災関係機関等は、多摩市の地域に災害が発生し、または発生する恐れがある場合においては、法令、防災業務計画、東京都地域防災計画及び本計画の定めるところにより、災害応急対策を実施するとともに、多摩市が実施する災害応急対策が円滑に行われるよう、その業務について協力する。

(2) 活動態勢

防災関係機関等は、前項の責務を遂行するため必要な組織を整備するとともに、 災害応急対策に従事する職員の配置及び服務の基準を定めておく。

基本方針2 早期の救出救助体制及びの受援体制の確立を図る

1 消火・救助・救急活動

□ 対策内容と役割分担

」				
機関名	対 策 内 容			
	○ 多摩市消防団の機能を最大限に活用し、消火・救助・救急活動を			
多 摩 市	行う。			
統 括 対 策 部	○ 消防機関、警察機関及び自衛隊等の総合調整を行い、救出・救助			
	活動の推進を図る。			
	○ 東京消防庁、自衛隊、自主防災組織等と連携協力し、救出救助を			
	実施する。			
	○ 救出救助活動に当たっては、現有する装備資器材のほか、協定事			
夕麻中山数索罗	業者等から借用する建設用資器材等の重機類を有効に活用する。			
多摩中央警察署	○ 救出救助活動は、生存者の救出を最重点に部隊を投入し、緊急に			
	救出活動を要する被災場所を優先的に選定して行う。			
	○ 救出した負傷者は速やかに医療救護所等に引き継ぐ。			
	○ 救出救助活動を速やかに行うため、必要な交通規制を実施する。			
	○ 所定の計画に基づき、多様な手段を活用して、災害情報の収集伝			
	達、防災関係機関との情報交換等を行う。災害の規模等に応じ所定			
	の計画に基づき部隊を運用する。			
多摩消防署	○ 限られた消防力を最大限に活用し消火活動を実施する。			
	○ 特別救助隊及び救急隊が連携し組織的な人命救助・救急活動を行う。			
	○ 警視庁、自衛隊、東京 DMAT、消防団、自主防災組織等と連携			
	協力し、消火・救助・救急活動を実施する。			
	○ 知事からの派遣要請等に基づき、部隊を派遣し、次の活動を展開			
	する。			
	・ 被害状況の把握			
	・ 避難の援助			
自 衛 隊	・ 被災者等の捜索援助			
	・ 人員及び物資の緊急搬送			
	・ 応急医療、救護及び防疫			
	○ 東京消防庁・警視庁・自主防災組織等と連携協力し、消火・救			
	助・救急活動を実施する。			

□ 詳細な取組内容

1 消防団と連携した消火活動等

- 1 多摩市及び多摩市消防団
 - 多摩市は、消防団本部の運営を支援する。

- 多摩市は、必要により消防団の本団指揮隊を運用する。
- 消防団長は、消防団本部を設置運営し、各分団を指揮する。
- 消防団は、多摩消防署長の所轄の下(連携、協力)に活動する。
- 各分団は、地域に密着した防災機関として分団受持区域内の市民に対して出火 防止、初期消火、応急救護等の呼びかけを行う。また、火災その他の災害に対して、 消防活動にあたる。

2 消防団の具体的な活動内容

(1) 出火防止

発災と同時に付近の市民に対し、出火防止と初期消火の呼びかけを行う。

(2) 情報活動

災害の初期対応を行うとともに、携帯無線機を活用し、消防活動上必要な情報や 被災状況の情報収集・伝達を行う。

(3) 消火活動

同時多発火災の拡大防止を図るため、消防署との連携を強化し、分団受持区域内の建物等の消火活動及び避難道路防護活動を行う。

(4) 消防署隊への応援

多摩消防署応援要員として消火活動等の応援をする。

(5) 救出・救護

簡易救助器具等を活用し、市民と一体となった救出活動を行うとともに、負傷者に対する応急措置を行い、安全な場所へ搬送を行う。

(6) 広域避難場所の防護等

関係機関と連携し、避難者の安全確保や広域避難場所等の防護活動を行う。

(7) 道路障害排除等

消防活動上支障がある場合には、道路障害排除等の活動を行う。

(8) その他

その他、消防団長が認める活動を行う。

3 消防団による応急対策の実施

地域に密着した防災機関として、市民に対して出火防止、初期消火活動等を呼びかけるとともに、火災その他災害に対し、多摩消防署と連携し、消防活動にあたる。

(1) 具体的な取組内容

項 目	内容
活動態勢	指定された場所に参集する。 各分団は、事前計画に基づき参集状況に応じた班編成を行う。 必要により消防署隊と災害現場を区分し、消防活動を行う。 各分団は、原則として自己分団区域内の災害に対応する。 本団は、必要により各分団の相互応援を指示する。
	本団は、消防署隊と連携し、効果的な部隊の運用を行う。
出火防止	市民に対して、出火防止と初期消火を呼びかける。

項 目	内容
	参集途上において、消火活動上必要な災害状況、道路障害状況等の情
	報収集を行う。
情報の収集等	参集後において、情報班を編成し、担当区域の災害状況、道路障害状
	況等の収集を行う。
	収集情報を、携帯無線機等を活用し、本団等に報告する。
	救助救急に優先し、対応する。
 消火活動	各分団は、自己分団区域内の火災に出動する。
· 用入心到	各分団は、本団が出動を指示した火災に出動する。
	建物火災や避難所、避難経路に係る火災を優先して対応する。
 救助救急	地域住民と協働し、救助救急活動を行う。
秋	負傷者に対する応急措置を行い、安全な場所へ搬送する。
	避難勧告等が出された場合は、これを地域住民に伝達するとともに、
避難場所の防護等	関係機関と連絡をとりながら、避難者の安全確保と避難場所の防護活動
	を行う。
消防部隊への応援	多摩消防署の応援を行う。
その他	消防活動上支障がある道路障害物の排除等を行う。

4 消防機関、警察機関及び自衛隊等との総合調整

(1) 多摩市

- 災害対策本部長は、地震により大型施設が倒壊する等の大規模な災害現場に おいて、現地災害対策本部を設置し、消防機関、警察機関、自衛隊等の災害対 応の総合調整を行う。
- 災害対策本部長は、次のとおり消防機関、警察機関、自衛隊等の活動を支援 する。
 - ・収集した情報を提供する。
 - ・ 保有する災害対応資器材を貸与する。
 - ・ 必要により敷地や燃料の確保を行う。

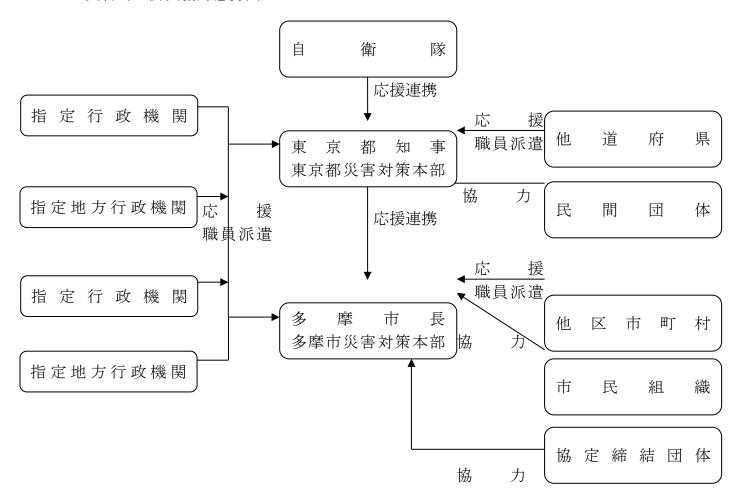
2 応援協力・派遣要請・活動拠点の調整

□ 対策内容と役割分担

	機	関	名		対策内容	
多統	括	摩対	策	市部		要により、次の機関に応援を要請する。 東京都(総務局総合防災部経由) 協定締結自治体 ネットワークおぢや 都内市町村
					•	協定締結民間事業者等

杉	幾 関 名		対策内容
			(協定内容によっては各対策部が直接要請)
			• 自衛隊
			○ オープンスペースの確保、調整を行う。
			○ 他の区市町村に対し応援すべきことを指示し、又は防災機関
			の応援をあっせんする。
			○ 他の地方公共団体・九都県市・全国知事会との応援協力につ
東	京	都	いて実施する。
			○ 地震により災害が発生し人命若しくは財産の保護のために必
			要があると認めた場合、又は区市町村から災害派遣要請の要求
			があった場合は、自衛隊に対して災害派遣を要請する。

□ 災害時の防災協力態勢図



□ 詳細な取組内容

1 東京都への応援要請

- 本部長は、必要に応じ都知事に応援を要請する。
- 本部長は、応援を求める場合には、都総務局(総合防災部)に対し、次に掲げる 事項について、口頭または電話等をもって要請し、後日文書により処理する。
- 災害の状況及び応援要請を求める理由
 - 応援を希望する機関名
 - ・ 応援を希望する人員、物資、資材、機械、器具等の品名及び数量
 - ・ 応援を必要とする場所、期間
 - ・ 応援を必要とする活動内容
 - ・ その他必要な事項

2 自衛隊への災害派遣要請

- (1) 災害派遣の要請
 - 市長は、災害が発生し、又は発生するおそれがあり、人命、又は財産の保護のため、必要があると認める場合には、自衛隊法第83条第1項に基づき、都知事に対し(総務局総合防災部)、自衛隊の派遣を要請する。
 - 市長は、通信等の途絶等により都知事に対する災害派遣要請に係る要求ができない場合は、その旨及び災害の状況を、直接関係する部隊に通知し、事後、 所定の手続を速やかに行うものとする。
 - ただし、災害が発生し、自衛隊の災害派遣に関わる要請ができないときは、 災害派遣に関する訓令に基づき、自衛隊は災害救援活動を展開することができる。
- (2) 災害派遣の手続き
 - 市長は、下記の事項を明らかにし、都知事(総務局総合防災部)に派遣を要請する。
- (3) 災害の状況及び派遣を要請する理由
 - 派遣を希望する期間
 - 派遣を希望する区域及び活動内容
 - その他参考となるべき事項
 - 患者輸送の場合の航空機の要請には、次の項目を追加する。
 - 患者の住所、氏名、年齢、性別、職業、疾病名、容体
 - 患者の付き添い、医師の有無、収容先
 - 気象情報、使用飛行場(ヘリポート)

(4) 災害派遣の範囲

自衛隊の災害派遣には災害の様相等に対応して、次のような方法がある。

- 災害が発生し、都知事が人命又は財産の保護のため必要があると認めて自衛 隊に災害派遣をした結果、派遣される場合。
- 災害に際し、被害がまさに発生しようとしている場合で、都知事が予防のため自衛隊に災害派遣要請をした結果、派遣される場合。

- 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合で、市長が応急措置を 実施するため必要があると認めて、都知事に対して災害派遣を要請するよう求 め、これを受けて都知事が自衛隊に災害派遣をした結果、派遣される場合。
- 災害に際し、通信の途絶等により市長が都知事に対する災害派遣要請に係る 要求ができない場合に自衛隊が、市長からの被害状況の通知を受けて自主的に 派遣する場合。
- 災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊 が情報収集を行う必要があると認めて自主的に派遣する場合。
- 災害に際し、その事態に照らし特に緊急を要し、都知事からの災害派遣要請 を待ついとまがないと認めて自衛隊が自主的に派遣する場合。
- 庁舎、営舎その他の防衛省の施設又はこれらの近傍に災害が発生したとき、 自衛隊が自主的に派遣する場合。
- (5) 陸上自衛隊災害派遣担任区分

【災害基礎資料の調査及び収集担任(陸上自衛隊第1師団)】

都担当	地区担任部隊	担当地域
	(23 区分区) 第 1 普通科連隊	千代田・中央・港・新宿・文京・台東・墨田・江東・品川・目 黒・大田・世田谷・渋谷・中野・杉並・豊島・北・荒川・板橋・ 練馬・足立・葛飾・江戸川の各区
第1師団(練	(多摩東分区) 第1後方支援連隊	立川・武蔵野・三鷹・府中・昭島・調布・小金井・小平・東村山・国分寺・国立・狛江・東大和・清瀬・東久留米・武蔵村山・ 多 摩・稲城・西東京の各市
馬)	(多摩西分区) 第1施設大隊	八王子・青梅・町田・日野・福生・羽村・あきる野の各市、瑞 穂町・日の出町・檜原村・奥多摩町
	(島しょ部) 師団直轄	大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村、小笠原村

(6) 派遣部隊の受入れ態勢

① 他の機関との競合重複の排除

市長は、自衛隊の活動が他の災害救助復旧機関と競合重複することのないよう、事前に関係機関の長と協議し、効率的、重点的に作業が分担できるよう配慮する。

② 活動計画

自衛隊に対し活動を要請するときは、先行性のある活動計画を立て、指示する。

③ 連絡員等の配置

派遣された部隊が円滑かつ効率的な救援活動ができるよう、部隊の誘導及び災害対策本部との連絡のため、部隊が活動を行う期間連絡員を配置する。

4 仮泊予定地

派遣部隊の仮泊地は、下表のとおりとする。なお、これ以外でも、主たる災害地域に近い仮泊地がある場合は、別に選定する。

施 設 名	所 在 地	使用可能面積
関戸公園(グラウンド)	関戸 3-5 先	約 9, 000 ㎡
多摩市陸上競技場	諏 訪 4-9	約 13, 000 ㎡
永山南公園	永 山 4-7-12	約 7, 000 ㎡

(7) ヘリコプター緊急離着陸場

市内のヘリコプター緊急離着陸場は、下表のとおりである。なお、これ以外でも、 主たる災害地域に近い発着可能地点がある場合は、別に選定する。

施 設 名	所 在 地
一ノ宮公園	一ノ宮 1049 先
多摩市陸上競技場	諏 訪 4-9
宝野公園	落 合 5-5
府中カントリークラブ	中沢 1-41-1

(8) 主な活動内容は以下の通り

被害状況の把握・避難の援助・避難者等の捜索援助・水防活動・消防活動・道路 または水路の障害物除去・応急医療、救護及び防疫・人員及び物資の緊急輸送・被 災者生活支援・救援物資の無償貸付または譲与・危険物の保安及び除去・その他臨 機の措置等

(9) 多摩市の地域性

多摩市は市域の約7割が集合住宅であり、これらの住宅が倒壊した場合は、大多数の死傷者の発生が予想される。

その為、迅速な救出救助を展開するためには、救助資器材を活用するなど、救助に関する専門的な部隊の早期投入が必要である。よって、多摩市の特性を十分に踏まえて、陸上自衛隊への要求順位を予め決定しておく。

(10) 陸上自衛隊へ、発災後の要求順位

災害派遣部隊の活動内容において、発災直後、とりわけ迅速に要求しなければならない順位は以下の通りである。

- 1.被害状況の把握 2.道路障害物除去 3.避難者等の捜索援助 4.避難の援助
- 5.応急医療、救護及び防疫 6.消防活動

(11) 経費負担区分

自衛隊の救援活動に要した下記に掲げる経費は、原則として派遣を受けた機関 が負担するものとし、2以上の地域にわたって活動した場合の負担割合は、関係機 関が協議して定める。

- 派遣部隊が救援活動を実施するため必要な資器材(自衛隊装備品を除く)等 の購入費、借上料及び修繕費
- 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用及び借上料
- 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱水費・電話料等
- 派遣部隊の救援活動の実施に際し生じた(自衛隊装備品を除く)損害の補償
- その他救援活動の実施に要する経費で、負担区分に疑義がある場合は、自衛

隊と派遣を受けた機関が協議する。

3 第1後方支援連隊の派遣要領

多摩市において大規模地震が発生した場合、地震発生後速やかに多摩市災害対策本部へ連絡員を派遣する。

4 その他の応援要請

- (1) 協定締結自治体等への応援要請
 - 本部長は、必要に応じて次の協定締結自治体の長に対し応援を要請する。
 - · 長野県富士見町
 - · 北海道置戸町
 - · 静岡県西伊豆町
 - ・ 中越大地震ネットワークおぢや (新潟県小千谷市経由)
 - 本部長は、応援を求める場合には、協定締結自治体の長に対し、口頭または 電話等をもって要請し、後日文書により処理する。
 - なお、応援要請に係る連絡事項は、東京都への要請に準ずる。
 - ・ 中越大地震ネットワークおぢやとは、平成 16 年 10 月に発災した新潟県 中越地震において、被災地である新潟県小千谷市に対し、全国から応援に 係った自治体で形成されるネットワークである。
 - 同ネットワークの自治体で災害が発生した場合には、当該自治体の要請に応じて、応援や支援を行う。同ネットワークの事務局は、新潟県小千谷市が所管している。

【ネットワークおぢや加盟自治体一覧】

都府県名	自治体名	所在地
岩手県	久慈市	岩手県久慈市川崎町1番1号
福島県	只見町	福島県南会津郡只見町大字只見字雨堤 1039
	北塩原村	福島県耶麻郡北塩原村大字北山字姥ケ作 3151 番地
	南相馬市	福島県南相馬市原町区本町二丁目27
	浪江町	福島県双葉郡浪江町大字幾世橋字六反田7番地の2
茨木県	守谷市	茨城県守谷市大柏 950 番地の 1
	取手市	茨城県取手市寺田 5139
	日立市	茨城県日立市助川町 1-1-1
	土浦市	茨城県土浦市下高津一丁目 20 番 35 号
	常総市	茨城県常総市水海道諏訪町 3222 番地 3
栃木県	大田原市	栃木県大田原市本町 1 丁目 4-1
群馬県	太田市	群馬県太田市浜町 2-35
	大泉町	群馬県邑楽郡大泉町日の出 55番1号
	邑楽町	群馬県邑楽郡邑楽町大字中野 2570 番地 1

都府県名	自治体名	所在地
	明和町	群馬県邑楽郡明和町新里 250 番地 1
埼玉県	戸田市	埼玉県戸田市上戸田 1-18-1
	草加市	埼玉県草加市高砂一丁目 1-1
	八潮市	埼玉県八潮市中央一丁目2番地1
	所沢市	埼玉県所沢市並木一丁目1番地の1
	深谷市	埼玉県深谷市仲町 11 番 1
	三郷市	埼玉県三郷市花和田 648 番地 1
千葉県	浦安市	千葉県浦安市猫実 1-1-1
	流山市	千葉県流山市平和台1丁目1番地の1
	四街道市	千葉県四街道市鹿渡無番地
	君津市	千葉県君津市久保2丁目13番1号
東京都	杉並区	東京都杉並区阿佐谷南 1-15-1
	国分寺市	東京都国分寺市戸倉 1-6-1
	多摩市	東京都多摩市関戸 6-12-1
	あきる野市	東京都あきる野市二宮 350 番地
	町田市	東京都町田市森野 2-2-22
	狛江市	東京都狛江市和泉本町一丁目1番5号
神奈川県	南足柄市	神奈川県南足柄市関本 440
	小田原市	神奈川県小田原市荻窪 300
	開成町	神奈川県足柄郡開成町延沢 773 番地
	秦野市	神奈川県秦野市桜町一丁目 3-2
	座間市	神奈川県座間市緑ヶ丘一丁目1番1号
新潟県	新潟市	新潟県新潟市中央区学校町通1番町602-1
	三条市	新潟県三条市旭町 2-3-1
	十日町市	新潟県十日町市千歳町3丁目3番地
	見附市	新潟県見附市昭和町2丁目1番1号
	燕市	新潟県燕市吉田西太田 1934 番地
	妙高市	新潟県妙高市栄町 5-1
	湯沢町	新潟県南魚沼郡湯沢町大字神立 300 番地
	加茂市	新潟県加茂市幸町2丁目3番5号
	長岡市	新潟県長岡市大手通1丁目4番地10
	柏崎市	新潟県柏崎市中央町 5-50

都府県名	自治体名	所在地
	出雲崎町	新潟県三島郡出雲崎町大字川西 140 番地
	津南町	新潟県中魚沼郡津南町大字下船渡戊 585 番地
	小千谷市	新潟県小千谷市城内2丁目7番5号
富山県	富山市	富山県富山市新桜町7番38号
石川県	穴水町	石川県鳳珠郡穴水町字川島ラの 174 番地
	輪島市	石川県輪島市二ツ屋町 2 字 29 番地
	小松市	石川県小松市小馬出町 91 番地
	かほく市	石川県かほく市宇野気ニ 81 番地
	金沢市	石川県金沢市広坂 1-1-1
	野々市市	石川県野々市市三納1丁目1番地
	内灘町	石川県河北郡内灘町字大学1丁目2番地1
	津幡町	石川県河北郡津幡町字加賀爪二3番地
山梨県	南アルプス市	山梨県南アルプス市小笠原 376
	上野原市	山梨県上野原市上野原 3832
	北杜市	山梨県北杜市須玉町大豆生田 961-1
長野県	飯田市	長野県飯田市大久保町 2534 番地
	喬木村	長野県下伊那郡喬木村 6664 番地
	阿南町	長野県下伊那郡阿南町東條 58 番地 1
静岡県	富士市	静岡県富士市永田町 1 丁目 100 番地
	裾野市	静岡県裾野市佐野 1059
	小山町	静岡県駿東郡小山町藤田 57 番地 2
	御殿場市	静岡県御殿場市荻原 483 番地
	富士宮市	静岡県富士宮市弓沢町 150 番地
	磐田市	静岡県磐田市国府台3番地1
	焼津市	静岡県焼津市石津 728 番地の 2
	三島市	静岡県三島市北田町4番47号
	藤枝市	静岡県藤枝市岡出山1丁目11番1号
	袋井市	静岡県袋井市新屋 1-1-1
岐阜県	関市	岐阜県関市若草通3丁目1番地
愛知県	田原市	愛知県田原市田原町南馬場 30 番地 1
	清須市	愛知県清須市須ケロ 1238 番地
	大洲市	愛媛県大洲市大洲 690 番地の 1

都府県名	自治体名	所在地
	西予市	愛媛県西予市宇和町卯之町三丁目 434 番地 1
三重県	松阪市	三重県松阪市殿町 1340-1
	津市	三重県津市西丸之内23-1
	伊勢市	三重県伊勢市岩渕1丁目7番29号
	鈴鹿市	三重県鈴鹿市神戸一丁目 18 番 18 号
大阪府	大阪市	大阪市北区中之島 1 丁目 3 番 20 号
兵庫県	神戸市	兵庫県神戸市中央区加納町6丁目5番1号
奈良県	奈良県	奈良県奈良市登大路町 30 番地
和歌山県	有田川町	和歌山県有田郡有田川町大字下津野 2018-4
愛媛県	今治市	愛媛県今治市別宮町1丁目4番地1
福岡県	北九州市	福岡県北九州市小倉北区城内1番1号

(2) 都内市町村への応援要請

- 本部長は、多摩市域において局所的に被害が大きく、都内他市町村における 応援が見込める場合には、当該市町村に対して「震災時の相互応援に関する協 定(平成8年3月締結)」に基づき応援を要請する
- 本部長は、応援を求める場合には、協定締結自治体の長に対し、口頭または 電話等をもって要請し、後日文書により処理する。
- なお、応援要請に係る連絡事項は、東京都への要請に準ずる。
- 本部長は、応援要請を行った場合には、東京都に対し報告する。

(3) 協定締結民間事業者等への応援要請

- 各対策部長は、協定締結民間事業者から必要な物資、車両、施設等を調達、 確保し、速やかに本部長へ報告する。
- ただし、大規模な調達、確保を行う場合は、事前に報告し了承を得る。
- 各対策部長は、時期を失することなく、応援協定に基づき、事後の対策業務 に必要な物資等を調達、確保する。
- 各対策部長は、協定締結民間事業者に対して、口頭または電話等をもって要請し、後日文書により処理する。
- 各対策部長は、調達、確保した物資等の規模及び費用を速やかに本部長へ報告する。(協定締結民間事業者からの物資等は有償である)
- 各対策部長は、自己の対策に係る公共的団体に対して、応援要請を行い、速 やかに本部長へ報告する。
- ただし、大規模な応援等を要請する場合は、事前に報告し了承を得る。
- 協力団体は、「第1章市長、市民及び事業者の基本的責務、第2節 多摩市、 東京都及び防災機関の役割、7公共的団体、協力機関の役割」による

(4) 経費の負担

- 国、都及び他区市町村から市に派遣を受けた職員に対する給与及び経費の負担方法は、所定の方法による。(災害対策基本法施行令第18条)
- 防災関係機関及び他の区市町村が市に協力した場合、若しくは、多摩市が他の区市町村等に協力した場合の経費負担については、各計画の定めるもののほかは、その都度または事前に相互に協議して定める。

5 オープンスペースの確保及び調整

- オープンスペース利用計画に基づき応援部隊の受入れ拠点を確保及び調整する。 また、被災状況等により同計画を柔軟に変更する。
- 都が実施するオープンスペースの使用調整に協力する。

6 国・都への応援要請

統括対策部長は、以下の仕組みに基づき、応援要請を行う

- (1) 被災市区町村応援職員確保システム
 - 「被災市区町村応援職員確保システムに関する要綱」に基づき、総務省及び 関係機関(全国知事会、全国市長会、全国町村会等)が協力して、全国の地方 公共団体の人的資源を最大限活用して被災市区町村を支援する。
 - 総務省及び関係団体で構成する被災市区町村応援職員確保調整本部の調整 の下、各ブロック知事会(関係都道府県)における支援体制を構築するととも に、関係都道府県との協議により被災市区町村応援職員確保現地調整会議を設 置し、被災市区町村ごとに対口支援団体等を決定する。(第一段階支援)
 - 対口支援団体等による第一段階支援だけでは対応が困難である場合又は困難であると見込まれる場合、全国の地方公共団体による支援を実施する。(第二段階支援)
 - 対口支援団体としての支援は、都道府県及び当該都道府県の区域内の区市町 村が一体となって行う。
 - 被災市区町村は、自らが行う災害マネジメントについて支援が必要な場合に 総務省に対し、災害マネジメント総括支援員の派遣を要請することができる。